

平成25年度

第1回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会会議概要

日 時:平成25年4月23日(火) 14時00分～15時00分

場 所:鈴鹿市役所 本館12階 1202会議室

出席委員:5人(全員出席)

内 容:下記のとおり

1 委嘱書交付

- ・ 四日市大学教授 小林 慶太郎 氏
- 高田短期大学教授 杉浦 礼子 氏
- 税理士 南条 七三子 氏
- 弁護士 増井 正人 氏
- 前鈴鹿市副市長 松原 俊夫 氏

以上5名に鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員を委嘱した。

- ・ 委嘱期間は平成25年4月23日から平成27年3月31日

2 選定委員会について

事務局から選定委員会について、以下の説明を行った。

- ・ 選定委員会の設置根拠
- ・ 選定委員会の所掌

3 会長及び職務代理者の選出

会長の選出及び職務代理者の指名が行われ、次のとおりとなった。

- ・ 会長:小林委員
- ・ 職務代理者:増井委員

4 諮問

- ・ 市長から選定委員会に対し、公の施設の指定管理者の候補者選定に関することについての諮問を行った。

5 会議の運営等について

事務局から会議の運営等について、以下の説明及び提案を行った。

- ・ 公の施設の指定管理者制度運用指針に基づき会議は原則非公開とする。

- ・ 非公開理由は、率直な意見交換が損なわれること、審議及び調査が阻害されたりして、会議の目的が達成されない恐れがあること、申請団体の信用及び技術等に関する情報が公開され、申請団体の利益を害するおそれがあること。
- ・ 選定委員会は非公開とするが、透明性の確保のため、会議録を作成し、公開する。
- ・ 会議録は、過去の委員会同様、議事内容を要約筆記とする。
- ・ 会議録での委員発言は、個人を特定されない表記とする。
- ・ 会議録の内容から情報公開条例による不開示情報、応募者のノウハウ等は除外する。
- ・ 会議録は、公開前に委員の内容確認を経ることとする。
- ・ 委員の氏名は、ホームページで公開する。

事務局の提案は了承される。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・ 会議録内容の確認は、どのように行うのか。

【事務局】

- ・ 電子メールで原稿を送付するので、御確認いただくようお願いしたい。

【委員】

- ・ 原則非公開ということであるが、公開する場合の想定にはどのようなものがあるのか。

【事務局】

- ・ 基本的には非公開であるが、必要に応じて選定委員会の判断で柔軟に公開することを可能とするためのものであり、想定しているものではない。

6 指定管理者候補者選定を行う施設について

事務局から指定管理者候補者選定を行う施設について、以下の説明を行った。

- ・ 本年度指定管理者候補者選定を行う施設は、37施設14グループである。
- ・ グループの編成及び募集方法について、前回と異なっているものが含まれている。
- ・ それぞれの考え方を選定委員会に示す時期は、次のスケジュールの中で説明させていただく。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・ 非公募で指定管理者候補者を選定する場合は、事業者をどのように選ぶのか。

【事務局】

- ・ まず、担当課が指定管理者候補者を指名し、次回以降の選定委員会でその内容等について御審議いただく形となる。

【委員】

- ・ 非公募とするか公募とするかの決定は、委員会での判断事項ではないのか。

【事務局】

- ・ まず市が指定管理者候補者として事業者を指名し、事業者の概要や事業計画の中で、この施設については非公募にしたいということを御説明させていただく。
- ・ 選定委員会では、その財務状況であるとか、管理運営の考え方であるとかについて御審議いただき、この事業者ならば大丈夫であるという御判断いただくとともに、非公募の可否についての議論も別途お願いするものと考えている。
- ・ 選定委員会からの御意見については、事業者の考え方等様々な内容をお聞きいただいた上で、いただきたいと考えている。

【委員】

- ・ 非公募の場合、事業者の事業計画等をより良いものとするための意見を述べることもあると想定すると、市が非公募で複数の事業者を選定して委員会に意見を求めることがあり得るのかどうか確認したい。

【事務局】

- ・ 非公募の場合は、他の事業者が想定できない場合となるため、複数の事業者を選定することはない。

【委員】

- ・ その場合、選定委員会が市の選定した事業者が不適切であると判断した場合、どうするのか。

【事務局】

- ・ 非公募という募集方法が不適切であると判断いただいた場合と、事業者の管理運営能力が不適切と判断いただいた場合で対応は異なると考えているため、御意見をいただきながら、次の段階に進む必要があると考えている。

【委員】

- ・ グループ当たりで1者の事業者ということか。

【事務局】

- ・ 各施設単位で指定管理者候補者を選定するのではなく、グループ当たりで1者の事業者の選定していく。

【委員】

- ・ 事業者の選定に加えて、グループ構成や非公募理由についても選定委員会で議論し得るものとして考えるのか。

【事務局】

- ・ そのようにお願いしたい。

【委員】

- ・ 市が示した指定管理者候補者について選定委員会の意見を求めるということであるが、事業者の適否ではなく、非公募の是非についても意見書に含めて良いのか。

【事務局】

- ・ 選定委員会として取りまとめていただく意見書には、そういった結論が出れば含めていただくものと考えている。
- ・ 場合によっては、非公募から公募に切り替えることも想定したスケジュールとなっているので、非公募施設に対する意見については、公募のスケジュールへの切り替えが間に合うような時期に答申書に先んじて、意見書という形で御提出をお願いすることとなる。

7 選定作業スケジュールについて

事務局から選定作業スケジュールについて、以下の説明を行った。

- ・ 本年度の選定委員会は全10回を予定している。
- ・ 5月に非公募施設に関する審議を2回、6月に公募施設の募集に関する審議を評価基準、採点基準等を中心に選定委員会の開催を1回予定している。
- ・ 公募から非公募に募集方法の移行する予定の施設については、十分な審議をお願いするための審議時間を確保していく。
- ・ 非公募施設に関する審議と公募施設の募集に関する審議は、後の周知期間を確保するため5月から6月初めまでに集中して審議をお願いしたい。

- ・ 非公募施設に関する審議が終了したら、審議内容を意見書として取りまとめていただきたい。
- ・ 7月から8月にかけて公募施設について募集をする予定である。
- ・ 公募の周知方法については、市の告示のほか、広報の掲載を予定している。
- ・ 広報掲載の内容は1か月前に確定する必要があるため、その時期までは少し急いで進めていきたい。
- ・ 8月から9月にかけては、公募施設に応募のあった団体の審査を集中的にお願いしたい。
- ・ 9月には指定管理者候補者を絞り込み、本委員会の答申をお願いしたいと考えている。
- ・ スケジュールには記載していないが、今後、新たに指定管理者制度を導入する予定の公の施設がある。
- ・ 予定どおりいけば、市議会6月定例会に条例改正の議案を提出することになるが、この条例改正が可決されれば、その後にスケジュールの変更をお願いすることになるかと思われる。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・ 第2回に非公募で選定した事業者の妥当性判断とあるが、まず、非公募にしたことに関する妥当性判断があるのではないか。

【委員】

- ・ 非公募によって選定予定の事業者は、前回に引き続きというものが多いのか。

【事務局】

- ・ 前回からの継続がほとんどである。ただし、スポーツ施設については、公募から非公募に変えている。その点については、十分に御審議いただきたいと考えている。

【委員】

- ・ 公募施設から非公募施設に変更となったのは、スポーツ施設のみか。

【事務局】

- ・ そのとおりである。

【委員】

- ・ 例えば、妥当性を判断した結果、1～10は妥当だが、11のみ妥当でないということ

もあり得るものとして考えて良いか。

【事務局】

- ・ ありえるものと考えている。
- ・ スポーツ施設については、前回5つに分かれていたものを今回1つにしている。
- ・ しかも、募集方法が公募から非公募に変わっている。
- ・ そのため、この部分についての御審議には、十分な時間を取らせていただきたいと考えている。
- ・ 公募から非公募に変えた経緯、施設を集中させた経緯を踏まえ、ヒアリング等をさせていただき、御審議いただきたいと考えている。
- ・ また、ヒアリングの際には、担当課はもちろんのこと、市が指定を考えている団体に対してもヒアリングできるような場を設けるよう検討している。

【委員】

- ・ 団体へのヒアリングは、そこでいくと決まってからの話か？

【事務局】

- ・ その団体を指定管理者候補者とするかしないかを判断する過程で、団体の財務状況、人員配置等についても御審議いただくこととなるため、その事業者にはかわからない部分もあるので、そういった部分を直接団体に確認していただく場を作りたいと考えている。
- ・ 基本は担当課へのヒアリングであるが、一部、そういった場面も作ることを考えているので、その点は御了承いただきたい。

【委員】

- ・ 1～10の施設については、前回の引き続きなので結果的にはすんなりいくかもしれないが、連携による効率的な運営に関する点について、伝統産業会館と伊勢型紙資料館、鼓ヶ浦サン・スポーツランドと鼓ヶ浦駐車場、各資料館などは、それぞれ分けて管理することを選択した理由を説明できるようにしておいてほしい。

【委員】

- ・ 判断するための資料は、前もっていただけなのか。

【事務局】

- ・ 事前にお渡しさせていただく。

【委員】

- ・ 事前といっても2日前など直前になることはやめていただくようお願いする。

8 その他

次回以降の選定委員会の開催日程について、次のとおりとなった。

5月17日(金曜日)18:30から

5月23日(木曜日)18:30から

5月28日(火曜日)13:30から

6月4日(火曜日)13:30から